

金融サービス提供法と保険媒介業務

はじめに

2020年6月5日に成立・公布された「金融サービスの利用者の利便性の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律(金融商品販売法等改正法)」により、「金融商品の販売等に関する法律(金融商品販売法、01年施行)」が「金融サービスの提供に関する法律(金融サービス提供法)」に改名され、新たに「金融サービス仲介法」が創設された(21年11月1日施行)。

「金融サービス提供法」に基づき金融サービス仲介業について確認すると共に、金融サービス仲介業の一つである「保険媒介業務」と既存の保険募集人や保険仲立人の違い等についてみてみる。

FDSグループ代表

吉富明彦

エージェントバンク(FDSグループ)主任研究員

関戸恵子

登録を受けたものでなければ行なうことができない(金融サービス提供法12条)とされている。また、登録申請書には業務の種別、つまり「預金等媒介業務」「有価証券等仲介業務」「有価証券等仲介業務」および「貸付業務」の種別を記載しなければならない(同13条)。

次に有価証券等仲介業務とは、証券会社等と顧客との間で、有価証券の売買の媒介、取引所金融商品市場等における有価証券の売買等の委託の媒介、有価証券の募集等および投資顧問契約等の締結の媒介である(同11条)。

「金融サービス提供法」は、金融機関が賠償責任を負う義務がある。金融サービス仲介業に所屬制がない。このため多種多様な金融機関の商品やサービスを扱える反面、顧客への説明義務について責任を負い、また賠償責任を負う可能性がある。

金融サービス仲介業(保険媒介業務)は、保険会社にとって新しい販売チャネルである。保険媒介業務がどのように発展していくかは未知数であるが、窓販のように将来的に取扱商品が拡大していくであろうことは想像に難くない。保険媒介業務の担い手が顧客のニーズを保険会社等にフィードバックし、それに応じて保険会社等が商品開発をすることも考えられるかもしれない。

消費者の利便性向上と保護強化に期待

1. 金融サービス仲介業新設の背景

現在の仲介業では、銀行は銀行代理業者が、保険会社は保険募集人が、証券会社は金融商品仲介業者がサービスの提供を行っている。これらの金融商品やサービスのワンストップ利用のニーズに応えるべく、銀行、保険、証券の全ての分野のサービスを提供できる金融サービス仲介業が創設された。

さらに現行の体制では、銀行は銀行法、保険は保険法、証券は金融商品取引法等それぞれ規制する法律が縦割りであったが、金融サービス仲介業は、金融サービス提供法により横断的に規制される。

「金融サービス提供法」は、銀行法、保険法、証券法等と並列して、金融サービス提供法として、スマートフォン等を通して、銀行・保険・証券・貸付(ローン)といったサービスを一括して提供することも可能になる。

「金融サービス提供法」は、銀行法、保険法、証券法等と並列して、金融サービス提供法として、スマートフォン等を通して、銀行・保険・証券・貸付(ローン)といったサービスを一括して提供することも可能になる。

「金融サービス提供法」は、銀行法、保険法、証券法等と並列して、金融サービス提供法として、スマートフォン等を通して、銀行・保険・証券・貸付(ローン)といったサービスを一括して提供することも可能になる。

「金融サービス提供法」は、銀行法、保険法、証券法等と並列して、金融サービス提供法として、スマートフォン等を通して、銀行・保険・証券・貸付(ローン)といったサービスを一括して提供することも可能になる。

「金融サービス提供法」は、銀行法、保険法、証券法等と並列して、金融サービス提供法として、スマートフォン等を通して、銀行・保険・証券・貸付(ローン)といったサービスを一括して提供することも可能になる。

「金融サービス提供法」は、銀行法、保険法、証券法等と並列して、金融サービス提供法として、スマートフォン等を通して、銀行・保険・証券・貸付(ローン)といったサービスを一括して提供することも可能になる。



「金融サービス提供法」は、銀行法、保険法、証券法等と並列して、金融サービス提供法として、スマートフォン等を通して、銀行・保険・証券・貸付(ローン)といったサービスを一括して提供することも可能になる。

「金融サービス提供法」は、銀行法、保険法、証券法等と並列して、金融サービス提供法として、スマートフォン等を通して、銀行・保険・証券・貸付(ローン)といったサービスを一括して提供することも可能になる。

「金融サービス提供法」は、銀行法、保険法、証券法等と並列して、金融サービス提供法として、スマートフォン等を通して、銀行・保険・証券・貸付(ローン)といったサービスを一括して提供することも可能になる。

「金融サービス提供法」は、銀行法、保険法、証券法等と並列して、金融サービス提供法として、スマートフォン等を通して、銀行・保険・証券・貸付(ローン)といったサービスを一括して提供することも可能になる。

「金融サービス提供法」は、銀行法、保険法、証券法等と並列して、金融サービス提供法として、スマートフォン等を通して、銀行・保険・証券・貸付(ローン)といったサービスを一括して提供することも可能になる。

「金融サービス提供法」は、銀行法、保険法、証券法等と並列して、金融サービス提供法として、スマートフォン等を通して、銀行・保険・証券・貸付(ローン)といったサービスを一括して提供することも可能になる。

「金融サービス提供法」は、銀行法、保険法、証券法等と並列して、金融サービス提供法として、スマートフォン等を通して、銀行・保険・証券・貸付(ローン)といったサービスを一括して提供することも可能になる。

「金融サービス提供法」は、銀行法、保険法、証券法等と並列して、金融サービス提供法として、スマートフォン等を通して、銀行・保険・証券・貸付(ローン)といったサービスを一括して提供することも可能になる。

「金融サービス提供法」は、銀行法、保険法、証券法等と並列して、金融サービス提供法として、スマートフォン等を通して、銀行・保険・証券・貸付(ローン)といったサービスを一括して提供することも可能になる。

「金融サービス提供法」は、銀行法、保険法、証券法等と並列して、金融サービス提供法として、スマートフォン等を通して、銀行・保険・証券・貸付(ローン)といったサービスを一括して提供することも可能になる。

「金融サービス提供法」は、銀行法、保険法、証券法等と並列して、金融サービス提供法として、スマートフォン等を通して、銀行・保険・証券・貸付(ローン)といったサービスを一括して提供することも可能になる。

「金融サービス提供法」は、銀行法、保険法、証券法等と並列して、金融サービス提供法として、スマートフォン等を通して、銀行・保険・証券・貸付(ローン)といったサービスを一括して提供することも可能になる。

「金融サービス提供法」は、銀行法、保険法、証券法等と並列して、金融サービス提供法として、スマートフォン等を通して、銀行・保険・証券・貸付(ローン)といったサービスを一括して提供することも可能になる。

「金融サービス提供法」は、銀行法、保険法、証券法等と並列して、金融サービス提供法として、スマートフォン等を通して、銀行・保険・証券・貸付(ローン)といったサービスを一括して提供することも可能になる。

「金融サービス提供法」は、銀行法、保険法、証券法等と並列して、金融サービス提供法として、スマートフォン等を通して、銀行・保険・証券・貸付(ローン)といったサービスを一括して提供することも可能になる。

「金融サービス提供法」は、銀行法、保険法、証券法等と並列して、金融サービス提供法として、スマートフォン等を通して、銀行・保険・証券・貸付(ローン)といったサービスを一括して提供することも可能になる。

「金融サービス提供法」は、銀行法、保険法、証券法等と並列して、金融サービス提供法として、スマートフォン等を通して、銀行・保険・証券・貸付(ローン)といったサービスを一括して提供することも可能になる。

「金融サービス提供法」は、銀行法、保険法、証券法等と並列して、金融サービス提供法として、スマートフォン等を通して、銀行・保険・証券・貸付(ローン)といったサービスを一括して提供することも可能になる。

新版 カウンセリング入門
～職場におけるメンタルヘルスマネジメント～
赤堀 勝彦 編著

悩みや心理的な問題を抱える (2021年3月刊)
人の心に寄り添い人間理解と援助を行う
カウンセリングについて、
基礎から学び実践の世界へと誘う入門書。

ISBN978-4-89293-440-7 ●A5判・226頁
●定価2,310円(税込)/送料495円(税込)

お申込みはFAXまたはWEBで
FAX 03-5816-2863
http://www.homai.co.jp/

●保険毎日新聞社
東京都台東区台東4-14-8
シモンパークビル2F
TEL 03-5816-2861